

審査結果の概要

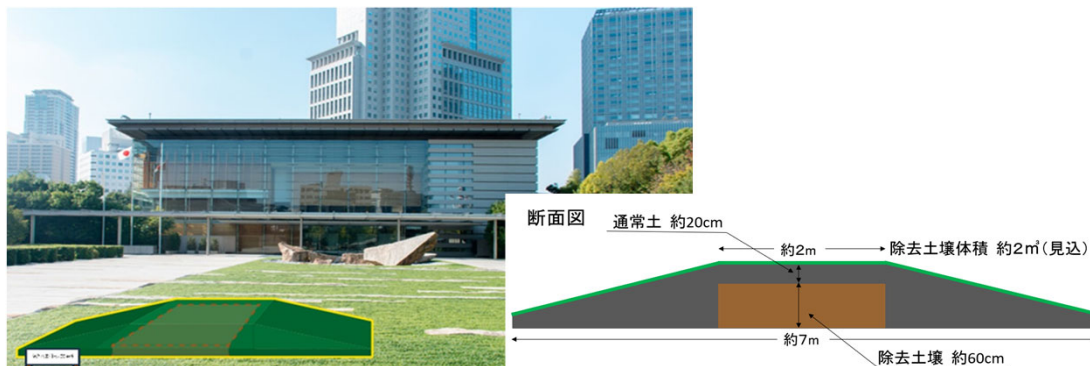
<経緯>

- 令和7年7月16日、審査依頼者から本件事業に関する審査依頼があった。
- 本件事業は、内閣総理大臣官邸の前庭において、**除去土壌（約2m³）の復興再生利用**を実施するものである。

<審査結果の概要>

- 本件事業の**計画**は**基準省令に適合し、ガイドラインで示された留意事項に沿った適切な内容**と認められる。
- 現場での**施工**についても、**上記計画に基づき、適切に行われた**と認められる。

主な審査事項	審査結果
利用する除去土壌の放射能濃度	作業員・一般公衆の追加被ばく線量が1mSv/年以下となるよう、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の除去土壌を利用している。
除去土壌の飛散流出防止措置	除去土壌の上に20cm以上の厚さで覆土が施されているほか、施工中も必要に応じてシート養生等を行うことにより、飛散流出防止措置が採られている。
放射線量のモニタリング	施工前（0.07-0.10μSv/h）、施工中（最大0.40μSv/h）、施工後（0.12μSv/h）及び維持管理時のモニタリング方法や実施頻度等は、基準省令・ガイドラインに適合している。
異常時・応急復旧等における対応	自然災害等によって除去土壌の施工箇所に被災が生じた場合の対応（応急復旧・本復旧）はガイドラインに則った内容となっている。



施工箇所の位置図・断面図



施工後のモニタリング